郶 央協議会及び第7回トラック運送業の生産性向上協議会 8 回 トラック輸送における取引環境・労働時間改善中

平成 30 年 2 月 22 日(木)10 時 00 分~12 時 00 分 於) 中央合同庁舎 4 号館 12 階農林水産省会議室

【議事次第】

I. 開会

Π. 議題

- 1. 協議会及びパイロット事業について
- 2. 荷待ち時間調査の結果について
- 3. 働き方改革の進捗について
- 4. その街

田. 閉会

【配 布 資 料】

資料 11	資料 10		資料 9	資料 8	資料 7	0 林感	資料 5		資料 4	資料 3	資料 2	1 林夏	議事次第
予算について	トラック運送業の適正運賃・料金検討会について		自動車運送事業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議	副業・兼業の促進に関するガイドラインについて	働き方改革関連法案について	荷待ち時間調査の結果について	来年度の取組について	12017	平成28年度のパイロット事業の成果(プレガイドライン)	地方協議会での主な取組について	生産性向上国民運動推進協議会について	平成29年度パイロット事業の中間報告について	,、委員名簿、配席図
【国土交通省	【国土交通	【国土交通省】		【厚生労働	【厚生労働	【国土交通	【国土交通	【国土交通		【国土交通	【国土交通	【国土交通	
「見」	「見	气		「働省】	「」	「」	「」	「」		一一	一	し	

平成29年度パイロット事業の中間報告について



「トラック輸送における取引環境・労働時間改善地方協議会」における平成29年度パイロット事業(実証実験)の実施集団選定状況

〇47都道府県において54対象集団が決定。 〇荷種の内訳は、食料品16件、農産物8件、建設資材8件、機械製品4件、日用品3件、その他15件であり、全国で様々な荷種を扱う。

都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種	都道府県	発荷主	運送事業者	着荷主	荷種
北海道	0	0	0	農産物	福井	0	0	—	金属製品
青森	0	0	0	農産物	大阪	0	0	0	食料品
岩手	0	0	0	食料品	京都	0	0	0	印刷フィルム
宮城	0	0	0	食料品	兵庫	0	0	0	機械製品
秋田①	0	0	0	農産物	滋賀	0	0	0	日用品
秋田②	0	0	-	紙・パルプ	奈良	0	0	0	建設資材
山形	0	0	0	食料品	和歌山①	0	0	0	機械製品
福島①	0	0	-	ゴム製品	和歌山①	0	0	0	食料品
福島②	0	0	0	食料品	広島	0	0	0	食料品
茨城	0	0	-	浴槽等			-	-	
栃木	0	0	0	精密機器(自走式)	鳥取	0	0	0	食料品、飼料
群馬	0	0	0	機械製品	島根	0	0	0	集荷荷物
埼玉	0	0	-	日用品	岡山	0	0	0	機械製品
千葉	0	0	0	建設資材	山口	0	0	0	建設資材
東京① 末	0	0	0	食料品	徳島	0	0	0	農産物
東京② 神奈川	0	0	0	建設資材 化学品	香川	0	0	0	建設資材
神宗川 山梨	0	0	0		愛媛	0	0	0	日用品
山来 新潟	0	0	0	農産物	高知	0	0	_	農産物
長野	0	0	0	食料品	福岡	0	0	_	家具
富山	0	0	_	化学品	佐賀	0	0	_	生活用品
石川①	0	0	0	オフィス製品	長崎	0	0	_	農産物
石川②	0	0	_	食料品	熊本	0	0	0	建設資材
愛知①	0	0	0	建設資材	大分	0	0	_	工業製品
愛知②	0	0	0	食料品			-		
静岡	0	0	0	ゴム製品	宮崎	0	0	0	農産物
岐阜	0	0	0	窯業品	鹿児島	0	0	0	食料品
三重①	0	0	_	建設資材	沖縄	0	0	0	食料品
三重②	0	0	—	食料品 人	/22				2

パレット化による荷役作業時間の削減

実施集団

- ▶ 発荷主2社(農業協同組合)、元請運送事業者1社、下請運送事業者3社、 着荷主2社(卸売業)
- ▶ 荷種:農産物

課題

- ✓ 手作業による積込みのため、ドライバーの作業時間が長時間となっており、体力的な負担が大きい。
- ✓ 市場での荷役作業場所が狭隘なため、荷卸し作業に時間がかかる。
- ◆ 発荷主において、手荷役からパレット化による機械荷役への転換により、作業時間の短縮とドライバーの体力的 な負担の軽減を図り、1運行当たりの拘束時間短縮を目指す。

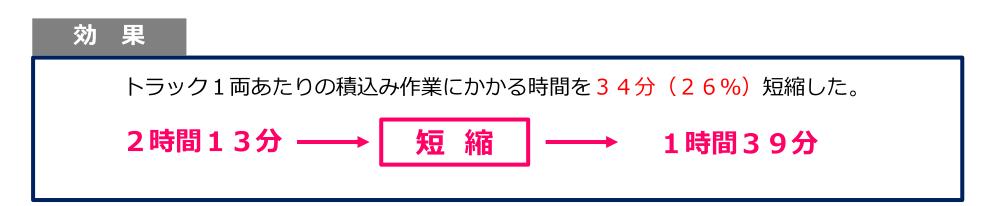


手荷役による積込み作業のため、作業時間の長時間化と体力的な負担の増大



貨物の一部をパレットのまま積込むことにより、作業時間の短縮と体力的な 負担の軽減

北海道



今後の課題

今回の取組を継続的に実施していくうえで、

- パレットの導入にあたってのコスト負担のありかたについて、今後検討する必要がある。
- 今回の実証実験では発荷主での積込み作業のみであったため、着荷主での荷卸しについては、市場のパレットに積み替える手荷役の作業が従来どおり発生している。

⇒さらなる手荷役作業の削減のため、発荷主から着荷主までの一貫パレチゼーションの実現に向けた検討 を継続して検討していく必要がある。

北海道

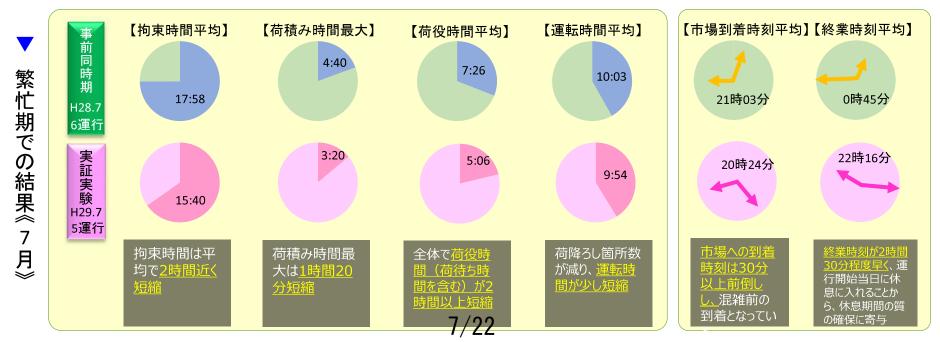
朝積み時間の前倒し、荷物の区分・整理、1運行の荷受先削減による拘束時間削減

実施集団

発荷主:A(農業関係)、運送事業者:ア、着荷主:a(青果卸売業者)、荷種:農産物

課題

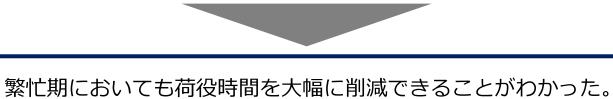
- ✓ 荷物の区分けや整理ができていないため、荷積みに時間を要する荷積み場所があり、場合によっては早朝から昼までかかる。
- ✓ 市場での荷待ち時間が長い。
- ✓ 青果物のため荷崩れに配慮した丁寧な扱いが必要であり、荷積みに人員・時間を要している。
- ◆ 発荷主が、事前に積荷保管倉庫の確認・整理を行い、配送先別に積み荷を仕分け・明確化することにより、荷積み作業時間を短縮。
- ◆ 朝積み時間を前倒しし、卸し先である市場へ早めに到着することにより、荷待ち時間・荷卸し作業時間を短縮。
- → ひいては、ドライバーの拘束時間の短縮。



昨年度の取組との比較

今年度は平成28年度と同一集団による同一の取組で、閑散期の取組であった平成28年度と比較するため、繁忙期の荷 役時間の削減効果を検証した

		平成29年度 發忙期(7月)		平成28年度 閑散期(11月)			
	Before After 効果		Before	After	効果		
拘束時間	18.0	15.7	▲ 2.3	17.7	15.5	▲ 2.2	
荷役時間	7.5	5.1	▲ 2.4	6.1	4.5	▲ 1.6	
運転時間	10.0	9.9	▲ 0.1	10.7	10.5	▲ 0.2	





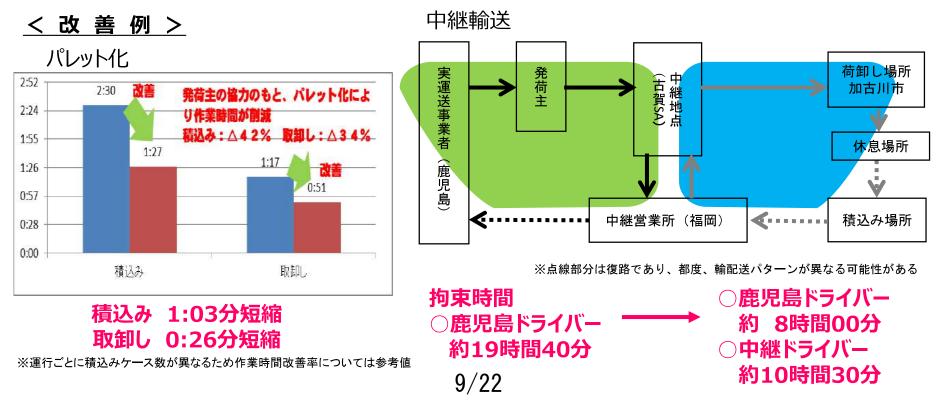
パレット荷役や中継輸送等による運行時間の適正化

実施集団

- ▶ 発荷主A(食品加工・販売会社) 元請運送事業者 ア 下請運送事業者 イ
- ▶ 着荷主a(食品加工・販売会社関西事業部) 荷種:鶏卵

課題

- ✓ 製品出荷待ちによる待機、手荷役による積込み、荷卸しに長時間を要している。
- ✓ 遠距離輸送のため、1日の最大拘束時間16時間をオーバーしている。
- ✓ 連続運転4時間に対する30分以上の休憩時間が確保されていない。
- ◆ 手荷役からパレット荷役による積込み・荷卸し作業の効率化。
- ◆ 中継輸送による最大拘束時間の削減。



鹿児島県

7

地方協議会の主な取組について

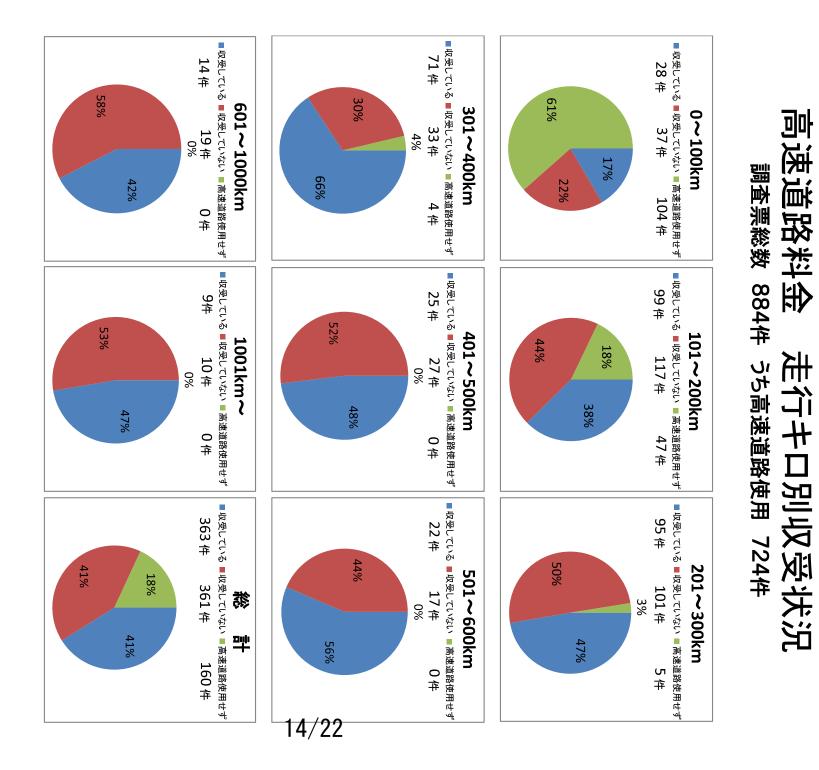


地方協議会での主な取組(パイロット事業以外)

- 委員として参加していただいている荷主団体企業(トヨタ自動車㈱)より、運送事業者の労働条 件改善のための取組事例について発表。【愛知】
- 取引環境の改善の取り組みとして、トラック協会、労働局、運輸支局の共催により荷主懇談会を開催。労働局からは、時間外労働の上限規制に係る法律改正、改善基準告示等について、 運輸支局からは、貨物自動車運送約款、荷主勧告制度改正等について説明。また、一部の会場では公正取引委員会から下請法等の説明も実施。
 【青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島】
- 長時間労働、取引環境の改善について荷主に向けたリーフレットを作成し、商工会等を通じた 配布を計画中。【静岡】
- 距離別の高速道路使用状況と荷主からの高速料金収受状況を調査【大阪】

ー _{艘社団法人} 静岡県トラック協会	トラツク運送業界では、荷主の皆様、行政 (厚生労働省・国土交通省)、 トラツク運送事業者などで構成する協議会を中央と全部道府県に設置し 取引環境の改善と長時間労働の抑制のための 取り組みを積極的に進めています。 荷積み・荷卸しの際の待ち時間や付帯作業を効率化するためには、 トラツク運送事業者自らの努力はもちろんですが、 荷主の皆様のご理解や効率的、計画的な発注などの ご協力が欠かせません。 トラツクドライバーの労働条件の改善に向けて、	荷積み・荷卸しの際の待ち時間、 検品・仕分け等の契約外の付帯(<image/>
後 静岡労働局 関東農政局	政 (厚牛劣働省・国土交通省)、	・荷卸しの際の待ち時間、 仕分け等の契約外の付帯作業がドライバーの負担となっ しの待ち時間 住分け作業 住分け作業	ご協力をお願いします。
中部運輸局静岡運輸支局 関東経済産業局 静岡県	荷主勧告制度 過労運転への 荷主の関与が判明すると 荷主名が公表されます。	前日 本部 本部 本部 本部 本 本 本 本 本 本 大 て に 来 っ て に 来 っ て に 来 っ て に 来 っ て に 来 っ て に 来 す 。 13/2	労働条件改善にようイバーのするので、「おっかドライバーの」「一般を使いた、「」のは、「「」の、「」の、「」の、「」の、「」の、「」の、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、「」、

-14-

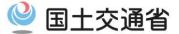




来年度の取組について







コンサルティング事業(案)の実施

〇平成28~29年度に実施のパイロット事業に引き続き、平成30年度はコンサルティング事業 を実施予定

Oパイロット事業では、全国47都道府県で実施したが、コンサルティング事業では、地域を限定して実施予定 (各ブロックごとに原則として2地域を予定)

【コンサルティング事業での実施が想定される取組(例)】

・パイロット事業の中で新たに把握した課題の改善に関する取組

パイロット事業でこれまでに取り組んだ課題の深掘りに関する取組
等

〇引き続き、発荷主、着荷主、運送事業者による集団にコンサルタントを入れ、取組の効果を 検証予定

〇取組の成果については、ガイドラインの改訂により、周知、普及促進を図る予定

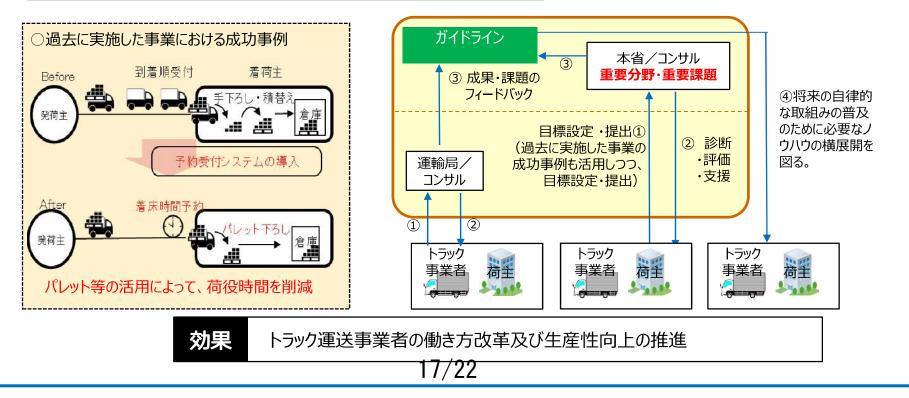
平成30年度予算(案)の概要(国土交通省自動車局:一般会計予算) 🤎 国土交通省

〇トラック事業における働き方改革の推進に向けた取組み 平成30年度予算(案)額:101百万円

■トラック事業の生産性向上を図るべく、トラック事業者と荷主の連携による働き方改革・生産性向上の推進に向けた取組みを行い、必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。

取組内容

- □事業者と荷主の連携による働き方改革・生産性向上を推進するため、<u>物流コンサルタント等の有識者によるコンサ</u> ルティングを活用し、実証実験を実施。
- □実験の成果を活かして、荷主連携による働き方改革・生産性向上に取り組む機運を高めるとともに、<u>将来の自律</u> 的な取組みの普及のために必要なノウハウの蓄積・横展開を図る。



2

トラック運送業の適正運賃・料金検討会について



標準貨物自動車運送約款の改正に係る手続き状況について 🔮 国土交通省

【標準貨物自動車運送約款の改正に伴う運賃・料金の変更届出件数】 _{平成30年2月16日現在}

	事業者数 (平成27年度末現在)	運賃料金 変更届出件数	比率
北海道	3,348者	1,630件	48.7%
東北	4,147者	1,550件	37.4%
関東	18,053者	6,446件	35.7%
北陸信越	2,712者	1,096件	40.4%
中部	6,693者	2,212件	33.0%
近畿	9,296者	3,440件	37.0%
中国	3,928者	1,417件	36.1%
四国	2,126者	1,239件	58.3%
九州	5,874者	2,236件	38.1%
沖縄	831者	78件	9.4%
合計 一般貨物自動車運送事業者及び特別和	57,008者	21,344件	37 <u>.</u> 4%

1

※一般貨物自動車運送事業者及び特別積合せ運送事業者における届出件を / 22

標準約款改正及び荷主勧告制度見直しに関する周知状況

【本省の周知状況】 〇平成29年8月4日

経済産業省宛てに約款改正に係る協力要請文書を発出

〇平成29年10月

制度の見直しに係る文書及びリーフレットを送付 経済産業省及び農林水産省関係の荷主企業及び団体に約款改正及び荷主勧告

(送付先)

◆農林水産省関係:385箇所

うち団体:全国農業協同組合中央会、 日本加工食品卸協会等を含む2 ဖ သ 箇所、

個社:丸紅株式会社、伊藤忠食糧株式会社等を含む92社

◆経済産業省関係:615箇所

J ち団体:日本スーパーマーケット協会、日本製紙連合会等含む1 N 7箇所、

個社:各自動車メーカー、 三菱重工業株式会社等を含む487箇所

合計:999箇所 うち団体420箇所、個社579社

O平成29年10月~平成30年2月

鉄鋼連盟、日本建設業連合会、日本スーパー 勧告の制度見直しについて説明し協力を依頼 日本加工食品卸協会、全国農業協同組合連合会、 へ | ケット協会へ約款改正及び荷主 日本即席食品工業協会、日本

【地方運輸局等の周知状況】

〇平成29年9月~12月

び荷主勧告の制度見直しについて説明し協力を依頼 平成30年1月30日現在において、262の荷主団体又は企業に約款改正及

〇平成29年10月

局長名においても同様の文書を荷主団体向けに発出 中国運輸局長名で管内荷主団体に協力依頼文書を発出し、その後中国経済産業

O平成29年11月

海道事務所の連名で、 北海道運輸局、 北海道労働局、北海道経済産業局、公正取引委員会事務総局北 管内運送委託企業4309者に協力依頼文書等を発出

<各局の周知状況>

哈 <u></u> .. ⊕ 光 駡 茰 北海道:8箇所(うち団体6箇所、個社2箇所) 北:16箇所(うち団体16箇所、個社0箇所) 먴 ... 信:13箇所(うち団体13箇所、個社0箇所) 東:28箇所(うち28箇所、個社0箇所) 262箇所(うち団体244箇所、 56箇所(うち団体56箇所、個社0箇所) 個社18 彔 3 ₽ 亞 Ľ 箇所) 縄:3団体 州:87箇所 国:10箇所(うち団体10箇所、個社0箇所) 国:8箇所(うち団体8箇所、個社0箇所) 畿:33箇所 (うち団体29箇所、個社4箇所) (うち団体75箇所、個社12箇所)

(平成30年1月30日現在)

【これまでの運賃・料金検討会について】

密 運賃・料金を収受できる環境を整えるため、 はその結果を踏まえ、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である 「トラック運送業の適正運賃・料金検討会」では、 を別建てで収受できるよう、標準貨物自動車運送約款の改正等を実施したとこ これまで4回にわたり検討を行い、 トラック事業者が適正な水準の भ भ Ч° ° 「社

運賃 な提供を可能とする環境を整えるための検討について】 と料金の別建て収受の浸透を図るとともに 7 JI じ ン 運送機能の安定的 継続的

- Ξ の運転時間が有効活用できるよう、荷主側の協力が必要不可欠となる。 進め、長時間労働を抑制し働きやすい環境を整えるとともに、 ラックドライバー不足が大きな課題となっており、今後、少子高齢化が進展する中 活を支える社会インフラとなっている。現在、有効求人倍率が 2 倍を超えるな トラック運送機能が維持・安定的に提供されるようにするためには、 $\boldsymbol{\tau}$ JI. ック運送は、 国内貨物運送の大きな割合を占めており、 限っれた ドライバー 経済活動及び国 働き方改革を ∩, 7 民王
- (2) また、外部からは見えにくい面もあるが、トラック運送業を実施していく上では、 (3) 特に、大型トラックをはじめとするトラックドライバーの育成については、 ければ、 間労働となっている労働条件の改善を図る必要がある。 育成、 がかかることも踏まえ、 の経済活動・ 料費、保険への加入など、様々な費用が必要となる。 トラック車両の購入・更新、点検・整備等のメンテナンス、ドライバーの確保、燃 ③必要な点検・整備による運行の安全性、等の支障が生じ、将来的に我が国 ①老朽化した車両の更新、②次の時代を担うトラックドライバーの確保・ 国民生活を支えるトラック運送機能が提供できなくなるおそれがある。 魅力ある職種とすべく、 全産業平均と比べて低賃金・長時 こうしたコストが確保できな 間拍
- (4) トラック運送機能を持続可能とするためには、環境改善を踏まえた適切な運 いて、 料金の収受が重要であるが、トラック運送にどのような費用が必要となるのかにつ St 必ずしもトラック事業者・荷主との間で十分な理解が共有されていない面が ì .

オ ₩ $\widehat{\mathbf{u}}$ イメージ、 めの方策等に の双方における共通かつ適切な理解の形成を促すための対策やその環境を整 必要なトラック事業の実施におけるコスト構成やその主要な費用の標準的な水準 持続可能な事業運営及びドライバーの確保・育成、 並びにそれらを尊重することの必要性等についてのトラック事業者 しいて検討を行う ſ١ \cap いよう。 生産性向上を図 っていくため 椬 יול eУ